

議案第37号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
総務課	地方開発事業団を廃止する等の措置を講じた地方自治法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該関係条例の一部を改正しようとするもの。
<p>【改正趣旨】 地方開発事業団を廃止する等の措置を講じた地方自治法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該関係条例の一部を改正しようとするもの。</p>	
<p>【改正背景】 地方公共団体の組織及び運営について、その自由度の拡大を図るとともに、直接請求の制度についてその適切な実施を確保するために平成23年5月2日に地方自治法の一部が改正されたことにより、影響する条例の改正を行おうとするもの。</p>	
<p>【地方自治法の一部を改正する法律の内容】</p>	
<p>1 地方公共団体の自由度の拡大を図るための措置</p>	
<p>(1) 議員定数の法定上限の撤廃（90条第2項及び91条第2項関係） 地方公共団体の議会の議員定数について、上限数を人口に応じて定めている規定を撤廃する。</p> <p>(2) 議決事件の範囲の拡大（96条第2項関係） 法定受託事務※に係る事件についても、条例で議会の議決事件として定めることができることとする。 ※「国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるもの」を除く。</p> <p>(3) 行政機関等の共同設置（252条の7関係） 行政機関等について、共同設置を行うことができることとする。</p> <p>(4) 全部事務組合等の廃止（第3編第3章第4節、第5節、第3編第5章関係） 特別地方公共団体のうち、全部事務組合、役場事務組合及び地方開発事業団について、これを廃止する。→三田市例規で改正の必要のあるのは、この項目のみ</p> <p>(5) 地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止 地方分権改革推進計画に基づき、地方公共団体に対する義務付けを撤廃する。 ※撤廃する義務付け→・市町村基本構想の策定義務（第2条第4項）・内部組織条例の届出義務（第158条第3項）・予算、決算の報告義務（第219条第2項及び第233条第6項）・条例の制定改廃の報告義務（第252条の17の11）・広域連合の広域計画の公表・提出義務（第291条の7第3項）・財産区の財産処分等の協議義務（第296条の5第5項）</p>	
<p>2 直接請求制度の改正</p>	
<p>(1) 直接請求代表者の資格制限の創設 次の者について直接請求代表者の資格制限を設ける。 ・請求に係る地方公共団体の選挙管理委員会の委員又は職員 ・選挙人名簿に表示をされている者（選挙権の停止・失権、転出） ・選挙人名簿から抹消された者（死亡、国籍喪失等）</p> <p>(2) 署名に関する罰則の追加 地位を利用して署名運動をした公務員等に対する罰則を新たに設ける。</p>	
<p>【根拠法令】 地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）</p>	
<p>【改正内容】 ●三田市市税条例の一部改正（第54条第6項関係） ※固定資産税の納税義務者についての規定中「地方開発事業団」の文言を削る。 ●三田市公益目的通報者保護条例の一部改正（第2条第1号関係） 現行：職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する本市の職員並びに同条第3項に規定する特別職に属する市の職員のうち市長及び副市長、同項第1号の3並びに同項第3号に規定する者をいう。 改正：同項第1号の2（特別職の種別の規定） ※地方開発事業団が廃止されることにより、地方公務員法第3条第3項第1号の2で規定されている「地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職」が削られ、現行の1号の3（地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職）が繰り上げられることによる改正</p>	
<p>自治法の改正に伴い、地方公務員法もあわせて改正されたことによるもの</p>	
<p>【施行期日】 地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）の施行の日（当該日がこの条例の公布の日の前であるときは、公布の日） ※法律の施行日→この法律の公布後（平成23年5月2日）3月以内において政令で定める日</p>	
<p>【経過措置】 この条例の施行の際現に設けられている全部事務組合、役場事務組合及び地方開発事業団については、なお従前の例による。</p>	
<p>【その他】 この法律の改正によって、三田市職員の表彰に関する規則についても改正する。 →内容：表彰を受ける職員の定義（第1条第2号関係） 地方公務員法第3条第3項第1号の3→第3条第3項第1号の2（公益通報者保護条例と同様の理由による改正）</p>	